

日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業 質問回答

No.	質問対象	質問	回答
1	公募要項P.4 (3) 事業対象エリアの詳細	維持管理エリアの造作工事について ①公園利用者が、雨風の時でもより快適に維持管理エリアでお過ごしいただけるよう、維持管理エリアに「常設テント」を造作する事は協議可能でしょうか。	事業者募集要項(以下「要項」という。)P8. (2)及びP13. ivのとおり、維持管理エリアは、広場として来園者が利用できるよう開放すること、占用は事業者に限られたものではないこと等を前提としたエリアです。これらを踏まえ、維持管理エリアの管理の詳細については、都と事業者で協議の上決定することとします。
2	公募要項P.5 (4) 事業スケジュール	内部工事期間が24年4月～5月末まで予定している件について ①事前説明会で内部工事は4月からとございましたが、都指定修復工事期間と平行して実施出来る内部工事は進める事は協議可能でしょうか。 ②都の完了確認を受けて合格することができれば、事業運営開始を24年6月1日から早めることは協議可能でしょうか。	①要項P12.2.(3)及びP11.(1)のとおり、事業者は修復工事及び内部造作工事の完了後、それぞれの工事について、都の指示するしゅん工図書等を提出し、完了確認を受けていただきます。内部造作工事は、修復工事の完了確認を受けて合格した後に実施できるものであり、修復工事と内部造作工事を並行して実施することはできません。 ②協議可能です。
3	公募要項P.5 (4) 事業スケジュール 許可期間	事業運営期間が5年間、その後協議の上、更に5年更新に伴う更新の決定時期について ①事業運営を行う上で、更新出来るかどうかの決断は、令和11年3月末から起算して、1年半前～2年前には決定いただく事を、協定書に記載をいただくよう協議することは可能でしょうか。	管理許可の更新にあたっては、許可期間を通じて、事業者が事業対象エリアの管理運営及び維持管理を適切に行ったことを確認する必要があるため、更新可否判断の時期を協定書に記載することはできません。
4	公募要項P.11 (2) 内部造作工事に関する条件	旧図書棟 内部工事について ①原則開放をして利用客を増加させる為、内部工事にてRC棟に内装工事を行い、厨房区画を増築したいと考えています。その場合、法令等を遵守を前提に、加熱調理機使用のため「都市ガス」の敷設は可能でしょうか。都市ガスが難しい場合、保存活用マニュアルP15. 防火管理表に基づき火元に注意を払い、プロパンガスの使用を検討しています。(オール電化も検討しておりますが、電気容量が不足する可能性がある為。)	要項P11.(2)のとおり、建築確認申請が必要となる増改築等の建築行為は認めません。 また、要項P13.viiのとおり、ガス管等のインフラ設備を新たに敷設することはできません。なお、旧図書棟におけるプロパンガスの使用にあたっては、要項P10.(2)のとおり、事業者の責任において、消防法等の関係法令を遵守していただく必要があります。
5	公募要項P.13 (2) 管理許可期間終了時に関する条件	①応募書類提出段階で提示した設計の内部工事を管理許可期間終了までに、現状回復ではなく、「寄贈・寄付」を行う事については協議可能でしょうか。	要項P13.(2)のとおり、管理許可期間終了時には、原状回復を行い、都の承認を得た上で返還してください。ただし、都が現状のまま返還することを承認した部分を除きます。
6	公募要項P.14 (1) 修繕・内部工事に関わる費用	①都が指定する修復工事について発注者は東京都でしょうか。または事業者が発注者となり「都が負担する修復工事費分」を都に請求する形式でしょうか。	発注者は事業者となります。修復工事費用については、修復工事の完了確認後、事業者に対して支払います。
7	実施協定書 第56条 別紙4 設計図書	①設計図書一式を作成するにあたり、既存CADデータを共有いただくことは可能でしょうか。	希望者にのみ、CADデータを提供します。 希望者は担当(03-5320-5168)まで、ご連絡をください。